2の2.3　リチウム単電池及びリチウム組電池は、機器に取り付けられている場合には、損傷及び短絡から保護されるものとし、当該機器は、偶発的な起動を防ぐための効果的な装置を備える。リチウム組電池は、機器に取り付けられている場合には、こん包の能力及び意図する使用との関係において十分な強度を有する適当な材料を用いて製造され、かつ、設計された強固な外装の容器によってこん包される。ただし、組電池が内蔵されている機器により同等の保護が可能である場合は、この限りでない。

2の2.4　各リチウム単電池又は各リチウム組電池は、国際連合による試験及び基準に係る手引書第三部第三十八節38.3に定める各試験の要件を満たしていることが証明された種類のものとする。

○財務省告示第三百十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の項を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

別表独立行政法人雇用・能力開発機構の項を削る。

○財務省告示第三百十七号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の項を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

別表独立行政法人雇用・能力開発機構の項を削る。

○財務省告示第三百十八号

登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の項を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

別表独立行政法人雇用・能力開発機構の項を削る。

○財務省告示第三百十九号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

別表独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の項を次のように改める。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）

別表独立行政法人雇用・能力開発機構の項を削る。

○財務省告示第三百二十号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

社会福祉事業又は更生保護事業を営むことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○財務省告示第三百二十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年九月三十日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第一回	六億六千四百九十五万円	六億六千三百九十三万九千二百八十四円
〃	第二回	九億七千八百六十万円	九億七千七百五十万七千六百八十四円
〃	第三回	七百五十万円	七百四十九万六百五十円
〃	第四回	千三十万円	千二十九万千六百三十二円
〃	第五回	五百万円	四百九十九万五千八百八十五円
〃	第六回	二千六百万円	二千五百九十七万八千七百九十四円
〃	第七回	二千百十万円	二千百七万九千十二円
〃	第八回	二千五百五十万円	二千五百四十七万五千三百八十円
〃	第九回	二千百万円	二千九十七万六千二百四十円